



業務委託契約書

委託者 (以下「甲」という) と受託者 (以下「乙」という) とは、次の条項により業務委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

（目的）

第1条 甲は、下記業務を目的として、以下に定める業務（以下「本業務」という）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。なお、本業務の詳細及び具体的遂行方法等については甲乙別途協議のうえ、必要であれば書面にて定めるものとする。

- (1)
- (2)
- (3) その他前各号に付帯する業務

（再委託）

第2条 乙は、本業務の全部又は一部を第三者に再委託する場合は、その業務の範囲、相手方、再委託の理由等につき、甲の事前の書面による承諾を得なければならない。この場合、乙は、当該第三者との間の契約において、本契約に基づく乙の義務と同等以上の義務を当該第三者に負わせるものとする。

2. 前項の場合、乙は、甲の承諾があることを理由として本契約上の自己の義務の免除又は軽減を主張することができず、甲は、当該第三者の行為を全て乙の行為とみなし、乙に対し、本契約上の責任を問うことができる。
3. 甲は、乙が第三者に本業務の全部又は一部を再委託することを承諾したときであっても、その後当該第三者を本業務の受託者として適格でないと認めたときは、その理由を乙に対して明示したうえ、いつでもその承諾を無償で撤回することができる。

（第三者の知的財産権等）

第3条 乙は、自己の費用と責任により、本業務の遂行及び甲又は甲の指定する第三者による本業務の成果の利用に必要な一切の第三者の知的財産権に係る許諾、その他必要な合意、承認を取得することとし、本業務の遂行及び甲又は甲の指定する第三者による本業務の成果の利用に際し、第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないことを保証する。

2. 本業務の遂行又は本業務の成果の利用に関して第三者の知的財産権その他の権利を侵害している、又は侵害している可能性があるとして甲と第三者との間で問い合わせ、苦情、紛争等（以下総称して「紛争等」という）が発生したときは、乙は、訴訟費用を含む全ての費用を負担して責任をもって紛争等を処理、解決するものとし、甲を免責せしめるとともに甲が被った損害を賠償するものとする。この場合、乙は、紛争等の対処方法及び解決方法の決定において甲と事前に合意のうえ対応にあたるものとし、その進捗状況を甲に連絡するものとする。但し、紛争等が専ら甲の提示した仕様書等による指定又は甲の指示・指図若しくは命令に起因する場合において、これらの指定等が不適切であることを乙が本業務の履行の際に過失なくして知り得なかったときは、この限りではない。

(資料等の提供)

- 第4条 甲は、乙に対し本業務の遂行のために甲が必要と認める資料、物品（以下総称して「業務資料等」という）を提供する。
2. 乙は、前項の規定により甲から業務資料等の提供を受けた場合で甲から指示があった場合、直ちに預り証又は受領書を甲に提出する。
 3. 乙は、事前に甲の書面による承諾を得ない限り、業務資料等を複製、改変することはできない。
 4. 乙は、業務資料等（その複製・改変物を含む）を他の資料、物品等と明確に区別し、善良なる管理者の注意をもって保管し、本業務遂行の目的以外に使用又は利用しない。
 5. 乙は、業務資料等（その複製・改変物を含む）が不要となったとき若しくは甲が要求したとき又は本契約が終了（解除、解約の場合を含む 以下同じ）したときは、業務資料等を速やかに甲に対して返還する。

(法令上の責任)

- 第5条 乙は、自己の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法、社会保険諸法令その他従業員等に対する法令上の責任を全て負い、責任をもって労務管理を行う。
2. 乙は、甲に対し本業務に従事する従業員の教育指導に万全を期し、就業場所の秩序規律、風紀の維持に責任を負うものとする。
 3. 乙は、本業務の遂行に際し、乙（乙の従業員を含む）の故意又は過失により甲又は第三者（それぞれの従業員を含む）の生命、身体又は財産等に損害を与えたときは、かかる損害について一切の責任を負い、甲に対し一切の責任及び迷惑等を及ぼさない。

(支払)

- 第6条 甲は、本業務の対価を乙に対して支払うものとする。
2. 甲は、契約金額を本業務の完了日が属する月の翌月末日までに、その金額に課税される消費税相当額とともに乙の指定する金融機関の口座に振込むことによって支払うものとする。

(契約の解除)

- 第7条 甲又は乙は、相手方が本契約の規定の一にでも違反した場合、本契約に別段の定めがある場合を除き、相当期間を定めて相手方に対し債務の本旨に基づく履行をなすよう催告し、当該期間内に履行がなされない場合、当該期間の経過をもって当然に本契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができる。
2. 甲又は乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合、何らの通知又は催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができる。
 - (1) 本契約の規定に違反があり、当該違反の性質又は状況に照らし、違反を是正することが困難であるとき
 - (2) 本契約の規定に違反があり、当該違反の性質又は状況に照らし、爾後相手方におい

て違反を是正してもなお本契約の目的を達成することが困難であるとき

- (3) 正当な理由なく本契約に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき
- (4) 自らにつき支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は自らを債務者とする仮差押え、保全差押え若しくは差押えの命令、通知が発送されたとき
- (5) 相手方に重大な危害又は損害を及ぼしたとき
- (6) その他、本契約を継続できないと認められる相当の事由があるとき

(損害賠償)

第8条 甲又は乙による本契約上の義務違反により、相手方が損害を被った場合は、損害を被った当事者は、相手方（以下「被請求者」という）に対して損害賠償を請求することができる。

1. 前項に定める損害賠償の範囲は、通常生ずべき損害とするが、特別の事情により生じた損害であっても、被請求者がその事情を予見することができたものについては、その範囲に含まれるものとする。なお、被請求者は、相手方が支出した合理的な弁護士費用その他の費用を負担するものとする。

(甲の都合による解約)

第9条 甲は、本業務が完了しない間、自己の都合によりいつでも本契約の全部又は一部を解約することができる。この場合甲は、解約時までの乙の本業務の出来高及び進捗率等の履行実績並びに本業務の遂行に伴い乙が負担した合理的な費用に応じた相当の金額を支払うものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、甲の事前の書面による承諾なくして、本契約の存在及び内容、本業務の成果、乙が本契約を通じて知得した甲の営業上及び業務上の一切の情報（以下総称して「秘密情報」という）を本業務遂行の目的以外に使用せず、第三者に開示、漏洩しないものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、乙が次の各号の一に該当することを立証し得た情報は、秘密情報には含まれないものとする。
 - (1) 自己の責に帰すことのできない事由により、提供の時点で既に公知であるか又は提供後に公知となった場合
 - (2) 提供の時点で既に保有していた場合
 - (3) 第三者から守秘義務を負うことなく適法に入手した場合
 - (4) 独自に開発した場合
3. 乙は、自己の役職員又は第三者に秘密情報等を使用させた場合、当該役職員又は第三者に本契約と同様の守秘義務を課すとともに、当該役職員（退職又は退任後も含む）又は第三者が守秘義務に違反することのないように、必要な措置を講じなければならない。
4. 本条の規定については、本契約の終了にかかわらず、その効力は消滅せず、なお有効に

存続するものとする。

5. 乙が本条に違反したときは、甲は、自らに生じた損害の賠償請求及び被害回復に必要な措置を乙に請求することができるものとする。

(反社会的勢力の排除)

第11条 甲及び乙は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。

- (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」という）であること
 - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
 3. 甲及び乙は、相手方が前二項に違反した場合は、通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに本契約を解除することができるものとする。
 4. 乙は、本契約を履行するにあたり業務を委託する契約、原材料等を購入する契約その他本契約に関連する契約（以下総称して「関連契約」という）の相手方（以下「乙委託先事業者」といい、関連契約が数次に渡る場合は、その全てを含む）が次の各号に該当したときは、速やかに関連契約の解除その他の必要な措置を取らなければならない。
 - (1) 乙委託先事業者が第 1 項各号に該当することが判明したとき
 - (2) 乙委託先事業者が自ら又は第三者を利用して、第 2 項各号に掲げる行為をしたとき
 5. 甲は、乙が前項に違反した場合は、通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに本契約を解除することができるものとする。
 6. 甲及び乙は、第 3 項又は前項の規定により本契約を解除した場合、これによって生じた損害を相手方に請求できるものとする。

(個人情報の取り扱い)

- 第21条 乙は、本業務において「個人情報の保護に関する法律」(以下「個人情報保護法」という) 第2条第1項に定める個人情報(以下「個人情報」という)を取り扱う場合、個人情報保護法及びその他各種ガイドラインを遵守する。
2. 乙は、甲から取り扱いを委託された個人情報の漏えい、滅失または毀損(以下「漏えい等」という)の防止のために、組織的、人的、物理的および技術的な安全管理のために必要かつ適切な措置(以下「安全管理措置」という)を講じなければならない。具体的な安全管理措置の内容については、甲乙協議のうえで別途定める。
 3. 乙は、安全管理措置を徹底するため、個人情報の取り扱いに関する管理責任者を定めるものとする。
 4. 乙は、甲から取り扱いを委託された個人情報について、本業務遂行の目的以外に使用してはならず、甲の事前の書面による承諾なく第三者に提供してはならない。

(紛争の解決)

- 第22条 甲及び乙は、本契約に関する一切の紛争については、甲の本店所在地を管轄する裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(情報通信の技術を利用する方法)

- 第23条 本契約において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、承諾、解除等は、法令に違反していない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。但し、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(協議解決)

- 第24条 本契約の解釈並びにその他の事項につき生じた疑義や本契約に規定のない事項については、甲乙双方が誠意をもって協議のうえ、解決するものとする。

(準拠法)

- 第25条 本契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとする。

(報酬)

- 第26条 本契約に関し乙が甲に支払う報酬の額、支払時期、支払方法については別途協議のうえ、別に定めるものとする。

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。
但し、本契約の締結が電子契約による場合は、本書の電磁的記録を作成し、甲・乙合意の後、
電子署名を施し各自その電磁的記録を保有する。

令和 年 月 日

【甲】

_____ 

【乙】

_____ 